

随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工 事 の 名 称		6国補第66-5201-1号枝線工事
場 所		取手市双葉一丁目、二丁目地内
種 別		土木一式工事
工 事 概 要		取付管およびます工 1 箇所
工 事 着 手 の 時 期		令和6年10月25日
工 事 完 成 の 時 期		令和6年11月5日
予 定 価 格 (税 込)		4,158,000円
契 約 年 月 日		令和6年10月24日
契 約 金 額		4,158,000円
契約相手の選定理由		本工事は、現在施工中の5国補第66-201号枝線工事において、当初予期し得なかった現場条件の変更に伴い生じた追加工事であります。 既設構造物及び現場条件等を十分に把握した、本体工事の請負業者である有限会社杉野土建に履行させることにより、工期の短縮並びに安全円滑かつ適正な施工が確保できることから、建設工事等随意契約基準第4-(1)-2及び地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約を執行するものです。
契約の相手方	住 所	茨城県取手市宮和田2177番地
	商号又は名称	(有)杉野土建
	代 表 者	杉野聡

随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工 事 の 名 称		6国補第45－116号取手汚水中継ポンプ場水位計改築工事
場 所		取手市西一丁目36番7号
種 別		電気
工 事 概 要		電気設備改築工事 1 式 ポンプ井水位計 1 基
工 事 着 手 の 時 期		令和6年12月3日
工 事 完 成 の 時 期		令和7年3月10日
予 定 価 格 (税 込)		6,490,000円
契 約 年 月 日		令和6年12月2日
契 約 金 額		6,490,000円
契約相手の選定理由		本工事はポンプ井水位計について、静電容量式から投込式への更新及びそれに伴う盤改造を行うものである。 上記業者は、既設水位計及び制御盤の製造業者であり、既設の設備と密接不可分の関係にある。仮に当該業者以外の者に委託させた場合、本工事の適切な履行が困難であり、かつ既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。 このことにより、取手地方広域下水道組合建設工事等随意契約運用基準第2条第2項第2号(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)の規定に基づき上記業者と随意契約するものです。
契約の相手方	住 所	千葉県千葉市美浜区中瀬2－6－1 (WEGマリブイースト24階)
	商号又は名称	東芝インフラテクノサービス(株)
	代 表 者	支店長 高橋 義人

随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工 事 件 名	6 単独第 3 3 - 1 6 0 号人孔修繕工事	
工 事 場 所	取手市戸頭一、二丁目地内	
種 別	土木一式	
工 事 概 要	人孔修繕工 7箇所	
工事着手の時期	令和 7 年 2 月 7 日	
工事完成の時期	令和 7 年 3 月 1 0 日	
予定価格（税込）	2,915,000円	
契 約 年 月 日	令和 7 年 2 月 6 日	
契 約 金 額	2,915,000円	
契約相手の選定理由	当該工事は、取手市発注の道路改良工事実施に際し人孔の高さ調査が必要となったことから現地調査を行ったところ躯体の一部が破損していることが確認されたことから修繕を行うものです。修繕に併せ、高さ調整及び蓋の交換も実施します。契約相手方は、道路改良工事の受注業者であり現場を熟知し安全確保及び工期短縮が図れることが見込まれることから、上記業者と特命随意契約をするものです。 なお、上記工事は取手地方広域下水道組合建設工事随意契約運用基準第4（2）2）（地方自治法施行令167条の2条1項第6号）の規定に基づき随意契約により執行するものです。	
契約 の 相 手 方	住 所	取手市上高井395
	商号又は名称	昭和瀝青（株）
	代 表 者	川井 雅明

随意契約の内容と相手の選定理由の公表

工 事 件 名	6国補第36-4003-1号伊奈山王幹線二条化工事	
工 事 場 所	つくばみらい市山王新田、取手市配松地内	
種 別	土木一式	
工 事 概 要	管路施設工事 6.1m 開削工事 6.1m 管布設工φ300mmD I P 12.7m	
工事着手の時期	令和 7年 2月19日	
工事完成の時期	令和 7年 3月28日	
予定価格(税込)	2,563,000円	
契 約 年 月 日	令和 7年 2月18日	
契 約 金 額	2,563,000円	
契約相手の選定理由	本工事は、現在施工中の4国補第36-003号伊奈山王幹線二条化工事において当初予期しえなかった現場条件の変更に伴い、生じた追加工事であります。 この追加工事箇所は、現工事と同じく河川区域に近く、既設圧送管との接続作業のため、施工に際しては現場状況の熟知が必要となります。 よって、現場条件等を十分に把握した、本体工事の請負業者であるフジタ・谷原建設JVに履行させることにより、工期の短縮並びに安全円滑かつ適正な施工が確保できることから、建設工事等随意契約運用基準第4-(1)-2及び地方時法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、随意契約により執行するものです。	
契約の相手方	住 所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5
	商号又は名称	フジタ・谷原建設特定建設工事共同企業体
	代 表 者	茂川 和生